

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中部地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年10月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年10月から58年3月まで

20歳になったので父親が私の国民年金の加入手続きを行い、職場に来ていた集金人に私が国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料の納付方法の詳細は昔のことなので覚えていないが、私はきちんと保険料を納付しているので、申立期間の6か月のみが未納とされていることはおかしい。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間である上、申立人は、国民年金加入期間（第3号被保険者期間を除く。）において、申立期間を除き国民年金保険料の未納は無く、申立人に係る国民年金被保険者台帳及びA市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、昭和50年*月*日（20歳到達日）に国民年金に加入し、申立期間以外の保険料は全て現年度納付されていることから、保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、A市の国民年金口座振替対象者一覧表（除去分）によると、申立人は、昭和54年4月から57年12月までの期間は父親及び母親と共に口座名義人を父親とする口座振替対象者であったことが確認できる。申立期間のうち、同年10月から同年12月までの国民年金保険料については、同じ口座から口座振替をしていた父親及び母親の保険料は納付済みとされているのに、申立人のみが未納とされているのは不自然である上、仮に口座振替できなかったとしても、同市では口座振替できなかった者については、納付書を作成・送付していたとしており、納付書により申立人が保険料を納付したと考えても不自然ではない。

さらに、申立期間のうち、昭和58年1月から同年3月までの国民年金保険

料については、申立人は同年4月から口座名義人を夫とする口座振替対象者であったことが確認できることから、当該期間の保険料は納付書による納付となる。前述のとおり保険料の納付意識が高かった申立人が、納付書の送付を受けて、当該期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

中部（愛知）厚生年金 事案 7788

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成3年6月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年5月21日から同年6月21日まで
年金記録では、A社からB社に転籍した際に1か月空白があるが、仕事内容も変わることなく継続して勤務していた。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の証言から判断すると、申立人はA社及び同社の親会社B社に継続して勤務し（A社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人の雇用保険の記録から、平成3年6月21日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社におけるオンライン記録の平成3年4月の記録から13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が無く不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

中部（愛知）厚生年金 事案 7789

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA組合における資格喪失日に係る記録を平成15年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年3月31日から同年4月1日まで
A組合からB社へ異動したが、年金の記録に1か月の空白期間がある。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A組合から提出された給料計算書及び同組合の回答から判断すると、申立人は同組合及び関連会社であるB社に継続して勤務し（A組合からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A組合は、「異動日は月末の賃金締切日に合わせ、月の初日付けにしている。」と回答していることから、平成15年4月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の給料計算書において確認できる厚生年金保険料控除額から26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日は昭和20年6月18日、資格喪失日は同年9月20日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、60円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年6月18日から21年7月1日まで

私が勤務していた会社の加入期間照会を行ったところ、C社（当時の厚生年金保険の適用事業所名はA社）で資格喪失日の記載の無い記録が見付かり、日本年金機構から、資格取得日を昭和20年6月18日、資格喪失日を資格喪失年月日の設定基準に基づき、同年7月1日とすることとなる旨通知があった。

しかし、私は、昭和20年6月に入社し、終戦の同年8月15日には会社で御詔勅を聞き、その後は残務整理の仕事で入社から約1年間は勤務していた。調査して申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳から、昭和20年6月18日にC社で厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できるものの、被保険者資格喪失日の記載が確認できない。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の記録は確認できないが、日本年金機構はこれらの理由について不明と回答しており、申立人の同社における厚生年金保険被保険者記録は適切に管理されていなかったことがうかがえる。

さらに、申立人は、「戦争が終わったことを会社の講堂で聞いた。戦後に残務整理の仕事があった。」と説明しているところ、申立人と同様にC社の厚生年金保険被保険者台帳に記録が確認できる同僚も、終戦及び戦後の状況について申立人と同様の証言をしている上、当該同僚の厚生年金保険被保険者資格喪

失日は、オンライン記録によると昭和20年9月20日であることが確認できることから、申立人は、申立期間のうち同年6月18日から同年9月20日までの期間においてA社に勤務していたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における資格取得日は昭和20年6月18日、資格喪失日は同年9月20日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、C社に係る厚生年金保険被保険者台帳の記録から60円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和20年9月20日から21年7月1日までの期間について、B社は当時の資料は保管していないとしている上、当該期間にA社の記録が確認できる複数の同僚に聴取しても、申立人が同社に勤務していたとする証言は得られず、ほかに申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 7791

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和56年7月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年7月21日から同年8月1日まで

私はB社に入社後、A社に出向し、その後そのまま同社の社員となったが、途中辞めていた記憶は無い。調査して、申立期間について、厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社及びB社の回答により、申立人は、同社及び関連会社であるA社に継続して勤務し（B社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社が「給与計算の締日が毎月20日であることから、異動は原則21日付けで行っている。」と回答していることから、昭和56年7月21日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における厚生年金保険被保険者原票の昭和56年8月の記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和56年7月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（岐阜）厚生年金 事案 7792

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和42年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 6 月 30 日から同年 7 月 1 日まで

私は、A社に昭和42年3月16日に入社し、同年7月1日付けで同社B事業所に転勤したが、継続して勤務していた。同年6月30日から同年7月1日までの期間について年金記録が漏れているので申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社の回答により、申立人は同社に継続して勤務し（同社本社から同社B事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社B事業所の元担当者が数年前に複数の社員から厚生年金保険の記録について照会を受け、当時残されていた紙の人事記録を確認した際、申立人に係る昭和42年7月1日付け異動の記載を見た記憶があると回答していることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和42年5月の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付した事実を確認できないため、不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和42年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）が、これを同年6月30日と誤って記

録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、②、④及び⑤に係る標準賞与額の記録については、申立期間①は2万3,000円、申立期間②及び④は29万3,000円、申立期間⑤は28万6,000円に訂正する必要がある。

また、申立人は、申立期間③、⑥、⑦、⑧及び⑨について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を30万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立期間①から⑨までに係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（申立期間⑤については、訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 12 月 25 日
② 平成 16 年 12 月 25 日
③ 平成 17 年 8 月 25 日
④ 平成 17 年 12 月 25 日
⑤ 平成 18 年 8 月 25 日
⑥ 平成 19 年 8 月 25 日
⑦ 平成 20 年 8 月 25 日
⑧ 平成 21 年 8 月 25 日
⑨ 平成 22 年 8 月 25 日

申立期間①から④まで及び⑥から⑨までについて、賞与の支給を受けたのに記録が無い。

また、申立期間⑤について、賞与明細書で確認できる賞与額と記録が異なっている。

申立期間について、年金の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②、④及び⑤について、申立人から提出された賞与明細書、給与明細書及び課税庁が保管する給与支払報告書(以下「賞与明細書等」という。)により、申立人は、当該期間において、30万円の標準賞与額に見合う賞与を支給され、2万3,000円から29万3,000円までの標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認又は推認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、賞与明細書等において確認又は推認できる保険料控除額から、申立期間①は2万3,000円、申立期間②及び④は29万3,000円、申立期間⑤は28万6,000円とすることが妥当である。

また、申立期間③、⑥、⑦、⑧及び⑨については、賞与明細書等により、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額(30万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間①から⑨までに係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立てどおりの届出を行っておらず、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人の申立期間に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料(申立期間⑤については、訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から48年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から48年1月まで

私は、昭和47年3月に夫の仕事の都合によりA市に転入し、この転入の際に、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、その時に交付された納付書により同市役所でまとめて納付した。しかし、私の年金記録は48年2月に国民年金に加入し、この時点から保険料の納付が行われたことになっており、申立期間の保険料が未納になっている。引っ越しの際に紛失したが、この間の領収書も持っていたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年3月にA市に転入し、この転入手続に併せて国民年金の加入手続を行ったとしているものの、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによると、申立人の国民年金手帳記号番号は、48年2月頃に同市で払い出されており、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、同年2月26日を任意加入被保険者資格取得日とする事務処理が行われたものとみられる。このことは、申立人が所持する国民年金手帳の記載内容とも符合する。

また、オンライン記録によると、申立期間当時、申立人の夫は厚生年金保険被保険者であり、申立人は国民年金の任意加入対象者に該当するものとみられるが、任意加入対象者については、制度上、遡って国民年金被保険者資格を取得することはできないため、申立期間については、前述の加入手続時点において、国民年金に加入することができなかったものと考えられる。このことは、申立人が所持する昭和47年度国民年金保険料納付通知書兼領収証書を見ると、

申立期間については、斜線が引かれており、月欄及び金額欄の記載も無く、昭和48年2月及び同年3月のみ、保険料が領収された旨を示す取扱印が確認できることとも符合し、申立期間について、別の納付通知書が作成・送付されることはなかったとみられることから、申立人は、申立期間の保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。